

②身体障害児

○「外出する」、「入浴をする」、「排泄をする」等で介助を必要とする割合が高い。

表 26 障害の種類・日常生活動作別にみた介助の必要度（身体障害児）

		総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数		301 (100.0)	16 (100.0)	56 (100.0)	162 (100.0)	67 (100.0)
食事をする	一部介助	40 (13.3)	2 (12.5)	6 (10.7)	26 (16.0)	6 (9.0)
	全部介助	83 (27.6)	4 (25.0)	— (—)	74 (45.7)	5 (7.5)
排泄をする	一部介助	40 (13.3)	2 (12.5)	4 (7.1)	28 (17.3)	6 (9.0)
	全部介助	116 (38.5)	4 (25.0)	1 (1.8)	98 (60.5)	13 (19.4)
入浴をする	一部介助	45 (15.0)	1 (6.3)	5 (8.9)	28 (17.3)	11 (16.4)
	全部介助	119 (39.5)	6 (37.5)	1 (1.8)	101 (62.3)	11 (16.4)
衣服の着脱をする	一部介助	39 (13.0)	1 (6.3)	4 (7.1)	26 (16.0)	8 (11.9)
	全部介助	106 (35.2)	5 (31.3)	— (—)	93 (57.4)	8 (11.9)
寝返りをする	一部介助	15 (5.0)	— (—)	— (—)	15 (9.3)	— (—)
	全部介助	48 (15.9)	2 (12.5)	— (—)	44 (27.2)	2 (3.0)
家の中を移動する	一部介助	22 (7.3)	2 (12.5)	1 (1.8)	17 (10.5)	2 (3.0)
	全部介助	72 (23.9)	3 (18.8)	— (—)	64 (39.5)	5 (7.5)
外出する	一部介助	42 (14.0)	3 (18.8)	7 (12.5)	21 (13.0)	11 (16.4)
	全部介助	142 (47.2)	9 (56.3)	7 (12.5)	114 (70.4)	12 (17.9)

() 内は構成比 (%)

(5) 外出の状況（身体障害者）

A 外出の状況

○過去1年間における外出の状況をみると、全体の約9割が外出している。障害の種類別にみても、大きな差はみられない。

表 27 障害の種類別にみた外出の状況

	総 数	外 出 あ り					外出なし	回答なし
		ほぼ毎日	週2～3回	月2～3回	年に数回	小 計		
総 数	4,263 (100.0)	1,519 (35.6)	1,273 (29.9)	687 (16.1)	412 (9.7)	3,891 (91.3)	235 (5.5)	137 (3.2)
視覚障害	379 (100.0)	111 (29.3)	113 (29.8)	83 (21.9)	40 (10.6)	347 (91.6)	24 (6.3)	8 (2.1)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	175 (41.7)	115 (27.4)	59 (14.0)	31 (7.4)	380 (90.5)	22 (5.2)	18 (4.3)
肢体不自由	2,154 (100.0)	679 (31.5)	644 (29.9)	356 (16.5)	256 (11.9)	1,935 (89.8)	150 (7.0)	69 (3.2)
内部障害	1,310 (100.0)	554 (42.3)	401 (30.6)	189 (14.4)	85 (6.5)	1,229 (93.8)	39 (3.0)	42 (3.2)

() 内は構成比 (%)

B 外出するうえで困ること

○外出するうえで、または外出しようとするうえで困ることがある者は、外出者全体の41.5%にあたる。

障害種別でみると、視覚障害では「乗り物の利用が不便」、「人の混雑や車に危険を感じる」が、聴覚・言語障害では「人と話をすることが困難」が、肢体不自由では「乗り物の利用が不便」、「建物の設備が不備」が、内部障害では「乗り物の利用が不便」の割合が高くなっている。

表28 障害の種類別にみた「外出するうえで、または外出しようとするうえで困ること」(複数回答)

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
外出者総数	3,891 (100.0)	347 (100.0)	380 (100.0)	1,935 (100.0)	1,229 (100.0)
困ることや不満に思うことがある 外出者総数	1,613 (41.5)	187 (53.9)	157 (41.3)	910 (47.0)	359 (29.2)
乗り物の利用が不便	805 (20.7)	111 (32.0)	53 (13.9)	483 (25.0)	158 (12.9)
公共の場所を利用しにくい	555 (14.3)	93 (26.8)	20 (5.3)	340 (17.6)	102 (8.3)
建物の設備が不備	788 (20.3)	92 (26.5)	23 (6.1)	532 (27.5)	141 (11.5)
人の混雑や車に危険を感じる	635 (16.3)	111 (32.0)	46 (12.1)	364 (18.8)	114 (9.3)
介助者がいない	145 (3.7)	22 (6.3)	10 (2.6)	90 (4.7)	23 (1.9)
経費がかかる	361 (9.3)	41 (11.8)	27 (7.1)	206 (10.6)	87 (7.1)
人の目が気にかかる	179 (4.6)	12 (3.5)	18 (4.7)	120 (6.2)	29 (2.4)
人と話をすることが困難	218 (5.6)	15 (4.3)	99 (28.5)	84 (4.3)	20 (1.6)
外出に必要な情報が得られない	69 (1.8)	14 (4.0)	19 (5.0)	27 (1.4)	9 (0.7)
駅などでの人間関係のトラブル	25 (0.6)	— (—)	6 (1.6)	14 (0.7)	5 (0.4)
不当な扱いを受ける	17 (0.4)	2 (0.6)	1 (0.3)	11 (0.6)	3 (0.2)
行き先を告げなければならない	183 (4.7)	10 (2.9)	21 (5.5)	97 (5.0)	55 (4.5)
その他	187 (4.8)	21 (6.1)	19 (5.0)	88 (4.5)	59 (4.8)
回答なし	26 (0.7)	3 (0.9)	4 (1.1)	11 (0.6)	8 (0.7)

()内は、外出者の障害種類別の総数を100とした場合の割合(%)

(6) 活動等の状況（身体障害者）

○過去1年間の活動等をみると、「旅行・キャンプ・つり等の活動」が24.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」で21.2%となっている。

表29 障害の種類別にみた過去1年間における活動等の状況（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
コンサートや映画、スポーツ等の 鑑賞・見学	903 (21.2)	73 (19.3)	74 (17.6)	428 (19.9)	328 (25.0)
スポーツ教室、大会等への参加	335 (7.9)	32 (8.4)	38 (9.0)	163 (7.6)	102 (7.8)
旅行・キャンプ・つり等の活動	1,035 (24.3)	86 (22.7)	103 (24.5)	488 (22.7)	358 (27.3)
学習活動	358 (8.4)	41 (10.8)	35 (8.3)	155 (7.2)	127 (9.7)
趣味の同好会活動	594 (13.9)	57 (15.0)	57 (13.6)	270 (12.5)	210 (16.0)
ボランティア等の社会活動	260 (6.1)	24 (6.3)	24 (5.7)	116 (5.4)	96 (7.3)
障害者団体の活動	335 (7.9)	48 (12.7)	47 (11.2)	158 (7.3)	82 (6.3)
自治会活動	399 (9.4)	31 (8.2)	24 (5.7)	193 (9.0)	151 (11.5)
パソコンの利用	503 (11.8)	34 (9.0)	37 (8.8)	256 (11.9)	176 (13.4)
その他	203 (4.8)	17 (4.5)	24 (5.7)	101 (4.7)	61 (4.7)

() 内は、障害の種類別の総数を100とした場合の割合 (%)

(7) 過去1年間に障害のために医療機関で受けた治療の状況（身体障害者）

○過去1年間に、全体の77.4%の者が医療機関で治療を受けている。

表30 障害の種類別にみた過去1年間に障害のために医療機関で受けた治療の状況

	総数	治療を受けた ことがない	治療を受けたことがある				回答なし
			1～10日	11～30日	31日以上	小計	
総数	4,263 (100.0)	712 (16.7)	888 (20.8)	1,236 (29.0)	1,174 (27.5)	3,298 (77.4)	253 (5.9)
視覚障害	379 (100.0)	65 (17.2)	103 (27.2)	121 (31.9)	70 (18.5)	294 (77.8)	20 (5.3)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	133 (31.7)	103 (24.5)	73 (17.4)	59 (14.0)	235 (56.0)	52 (12.4)
肢体不自由	2,154 (100.0)	452 (21.0)	437 (20.3)	526 (24.4)	620 (28.8)	1,583 (73.5)	119 (5.5)
内部障害	1,310 (100.0)	62 (4.7)	245 (18.7)	516 (39.4)	425 (32.4)	1,186 (90.5)	62 (4.7)

() 内は構成比 (%)

(8) 住宅の状況と改修の状況（身体障害者）

A 住宅の状況

○「持家」に居住している者は全体の82.3%、「借家」は14.4%である。

表31 障害の種類別にみた住宅の状況

	総数	持家			借家				その他 (借間等)	回答 なし
		自身の 持家	家族の 持家	小計	民間 賃貸	社宅等	公社・ 公団等	小計		
総数	4,263 (100.0)	2,203 (51.7)	1,306 (30.6)	3,509 (82.3)	274 (6.4)	17 (0.4)	323 (7.6)	614 (14.4)	75 (1.8)	65 (1.5)
視覚障害	379 (100.0)	167 (44.1)	124 (32.7)	291 (76.8)	32 (8.4)	2 (0.5)	37 (9.8)	71 (18.7)	9 (2.4)	8 (2.1)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	196 (46.7)	146 (34.8)	342 (81.4)	23 (5.5)	2 (0.5)	34 (8.1)	59 (14.0)	9 (2.1)	10 (2.4)
肢体不自由	2,154 (100.0)	1,077 (50.0)	690 (32.0)	1,767 (82.0)	151 (7.0)	5 (0.2)	155 (7.2)	311 (14.4)	42 (1.9)	34 (1.6)
内部障害	1,310 (100.0)	763 (58.2)	346 (26.4)	1,109 (84.7)	68 (5.2)	8 (0.6)	97 (7.4)	173 (13.2)	15 (1.1)	13 (1.0)

() 内は構成比 (%)

B 住宅の改修の状況

○住宅の改修状況をみると、全体の17.3%の者が住宅を改修している。

表32 障害の種類別にみた住宅の改修の状況

	総数	改修した	改修できない			改修の 必要がない	回答 なし
			構造上困難	借家のため	資金がない		
総数	4,263 (100.0)	738 (17.3)	251 (5.9)	259 (6.1)	1,083 (25.4)	1,098 (25.8)	834 (19.6)
視覚障害	379 (100.0)	49 (12.9)	27 (7.1)	30 (7.9)	97 (25.6)	97 (25.6)	79 (20.8)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	49 (11.7)	28 (6.7)	23 (5.5)	90 (21.4)	127 (30.2)	103 (24.5)
肢体不自由	2,154 (100.0)	457 (21.2)	141 (6.5)	142 (6.6)	542 (25.2)	504 (23.4)	368 (17.1)
内部障害	1,310 (100.0)	183 (14.0)	55 (4.2)	64 (4.9)	354 (27.0)	370 (28.2)	284 (21.7)

() 内は構成比 (%)

C 住宅の改修場所の状況

○住宅の改修場所は「トイレ」が67.2%で最も多く、次いで「風呂」の63.4%となっている。

表33 障害の種類別にみた住宅の改修場所（複数回答）

	改修した者 総数	玄関	風呂	トイレ	台所	廊下	階段	居室	訪問灯 等設置	その他
総数	738 (100.0)	259 (35.1)	468 (63.4)	495 (67.2)	198 (26.8)	241 (32.7)	150 (20.3)	220 (29.8)	57 (7.7)	101 (13.7)
視覚障害	49 (100.0)	18 (36.7)	27 (55.1)	26 (53.1)	15 (30.6)	15 (30.6)	10 (20.4)	14 (28.6)	9 (18.4)	10 (20.4)
聴覚・言語障害	49 (100.0)	14 (28.6)	25 (51.0)	28 (57.1)	16 (32.7)	13 (26.5)	6 (12.2)	16 (32.7)	5 (10.2)	4 (8.2)
肢体不自由	457 (100.0)	177 (38.7)	314 (68.7)	331 (72.4)	96 (21.0)	161 (35.2)	98 (21.4)	130 (28.4)	28 (6.1)	57 (12.5)
内部障害	183 (100.0)	50 (27.3)	102 (55.7)	110 (60.1)	71 (38.8)	52 (28.4)	36 (19.7)	60 (32.8)	15 (8.2)	30 (16.4)

() 内は、改修した者の障害種類別の総数を100とした場合の割合 (%)

(9) 課税等の状況（身体障害者）

A 身体障害者自身の所得税及び市町村民税の課税状況

○身体障害者の50.9%が所得税非課税、40.4%が市町村民税非課税である。

表 34 障害の種類別にみた身体障害者自身の課税状況

	総 数	所得税			市町村民税			
		課税	非課税	回答なし	所得割	均等割	非課税	回答なし
総 数	4,263 (100.0)	1,287 (30.2)	2,171 (50.9)	805 (18.9)	1,151 (27.0)	402 (9.4)	1,722 (40.4)	988 (23.2)
視覚障害	379 (100.0)	69 (18.2)	230 (60.7)	80 (21.1)	65 (17.2)	35 (9.2)	178 (47.0)	101 (26.6)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	116 (27.6)	206 (49.0)	98 (23.3)	103 (24.5)	33 (7.9)	171 (40.7)	113 (26.9)
肢体不自由	2,154 (100.0)	603 (28.0)	1,153 (53.5)	398 (18.5)	529 (24.6)	207 (9.6)	916 (42.5)	502 (23.3)
内部障害	1,310 (100.0)	499 (38.1)	582 (44.4)	229 (17.5)	454 (34.7)	127 (9.7)	457 (34.9)	272 (20.8)

() 内は構成比 (%)

B 生活保護の受給状況

○生活保護を受けている者は、全体の3.6%である。

表 35 障害の種類別にみた身体障害者自身の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない	回答なし
総 数	4,263 (100.0)	153 (3.6)	3,064 (71.9)	1,046 (24.5)
視覚障害	311 (100.0)	18 (5.8)	212 (68.2)	81 (26.0)
聴覚・言語障害	360 (100.0)	12 (3.3)	252 (70.0)	96 (26.7)
肢体不自由	1,966 (100.0)	72 (3.7)	1,416 (72.0)	478 (24.3)
内部障害	1,247 (100.0)	34 (2.7)	913 (73.2)	300 (24.1)
(別掲) 重複障害	379 (100.0)	17 (4.5)	271 (71.5)	91 (24.0)

() 内は構成比 (%)

(10) 公的年金・手当の受給状況（身体障害者）

A 公的年金の受給状況

○67.7%の者が、公的年金を受給している。

表 36 障害の種類別にみた年金の種類別状況

	総 数	年金を受給している							障害以外 の年金 老齢、遺 族年金等	受給なし 等	回答なし
		障害に起因する年金を受給している						小計			
		国民年金 のみ	厚生、 共済 のみ	その他の 年金のみ	国民、 その他 の年金	厚生、 共済、 その他 の年金					
総 数	4,263 (100.0)	991 (23.2)	1,334 (31.3)	121 (2.8)	20 (0.5)	41 (1.0)	2,507 (58.8)	378 (8.9)	758 (17.8)	620 (14.5)	
視覚障害	379 (100.0)	111 (29.3)	75 (19.8)	16 (4.2)	— (—)	— (—)	202 (53.3)	35 (9.2)	80 (21.1)	62 (16.4)	
聴覚・言語 障 害	420 (100.0)	116 (27.6)	114 (27.1)	6 (1.4)	1 (0.2)	2 (0.5)	239 (56.9)	40 (9.5)	66 (15.7)	75 (17.9)	
肢体不自由	2,154 (100.0)	523 (24.3)	637 (29.6)	75 (3.5)	14 (0.6)	33 (1.5)	1,282 (59.5)	197 (9.1)	389 (18.1)	286 (13.3)	
内部障害	1,310 (100.0)	241 (18.4)	508 (38.8)	24 (1.8)	5 (0.4)	6 (0.5)	784 (59.8)	106 (8.1)	223 (17.0)	197 (15.0)	

() 内は構成比 (%)

B 障害に起因する公的年金を受給していない理由

○障害に起因する公的年金を受給していない（障害に起因しない公的年金を受給する者を含む）理由は、「障害の程度が年金の対象に該当しなかった」が33.0%と最も多い。

表37 障害の種類別にみた障害に起因する公的年金を受給していない理由

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	1,136 (100.0)	115 (100.0)	106 (100.0)	586 (100.0)	329 (100.0)
障害の程度が年金の対象に該当しなかった	375 (33.0)	31 (27.0)	37 (34.9)	220 (37.5)	87 (26.4)
65歳に達してから障害者になった	151 (13.3)	13 (11.3)	15 (14.2)	70 (11.9)	53 (16.1)
保険料の未納期間があり、給付期間を満たしていなかった	31 (2.7)	5 (4.3)	1 (0.9)	6 (1.0)	7 (2.1)
国民年金（強制）に加入していなかった	18 (1.6)	4 (3.5)	1 (0.9)	6 (1.0)	7 (2.1)
当時学生で国民年金（任意）に加入していなかった	2 (0.2)	— (—)	— (—)	1 (0.2)	1 (0.3)
当時専業主婦等で国民年金（任意）に加入していなかった	12 (1.1)	1 (0.9)	— (—)	5 (0.9)	6 (1.8)
昭和61年4月1日以降に障害者となったが海外に居住し国民年金に任意加入していなかった	1 (0.1)	— (—)	— (—)	1 (0.2)	— (—)
昭和61年3月31日以前に障害者となったが海外に居住していた	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
昭和56年12月31日以前に障害者となったが、国籍がなかった	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
国民年金の受給資格はあるが所得が高く全額支給停止	15 (1.3)	2 (1.7)	3 (2.8)	5 (0.9)	5 (1.5)
国民年金の受給資格はあるが他の年金を受給しているため支給停止	52 (4.6)	4 (3.5)	3 (2.8)	22 (3.8)	23 (7.0)
その他	127 (11.2)	12 (10.4)	8 (7.5)	74 (12.6)	33 (10.0)
わからない	182 (16.0)	18 (15.7)	22 (20.8)	93 (15.9)	49 (14.9)
回答なし	170 (15.0)	25 (21.7)	16 (15.1)	71 (12.1)	58 (17.6)

() 内は構成比 (%)

C 公的手当の受給状況

○16.6%の者が公的手当を受給している。

表 38 障害の種類別にみた手当の受給状況

	総数	受給している	受給していない	回答なし
総数	4,263 (100.0)	708 (16.6)	1,911 (44.8)	1,644 (38.6)
視覚障害	379 (100.0)	68 (17.9)	147 (38.8)	164 (43.3)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	56 (13.3)	204 (48.6)	160 (38.1)
肢体不自由	2,154 (100.0)	349 (16.2)	1,011 (46.9)	794 (36.9)
内部障害	1,310 (100.0)	235 (17.9)	549 (41.9)	526 (40.2)

() 内は構成比 (%)

(11) 就業の状況 (身体障害者)

A 就業の状況

○就業率は20.4%である。障害種別にみると、「内部障害」が22.1%で最も高い。

表 39 障害の種類別にみた就業の状況

	総数	就業者	不就業者	回答なし
総数	4,263 (100.0)	871 (20.4)	3,206 (75.2)	186 (4.4)
視覚障害	379 (100.0)	81 (21.4)	278 (73.4)	20 (5.3)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	87 (20.7)	304 (72.4)	29 (6.9)
肢体不自由	2,154 (100.0)	414 (19.2)	1,652 (76.7)	88 (4.1)
内部障害	1,310 (100.0)	289 (22.1)	972 (74.2)	49 (3.7)

() 内は構成比 (%)

B 職業・就業形態・就業収入の状況

○就業者の職業をみると、「事務」に従事している者が16.1%で最も高い。

表 40 障害の種類別にみた職業別の従事状況

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	871 (100.0)	81 (100.0)	87 (100.0)	414 (100.0)	289 (100.0)
農業、林業、漁業	87 (10.0)	7 (8.6)	6 (6.9)	45 (10.9)	29 (10.0)
事務	140 (16.1)	6 (7.4)	13 (14.9)	72 (17.4)	49 (17.0)
管理的職業	47 (5.4)	2 (2.5)	2 (2.3)	24 (5.8)	19 (6.6)
販売	54 (6.2)	2 (2.5)	3 (3.4)	28 (6.8)	21 (7.3)
あんま、マッサージ、はり、きゅう	27 (3.1)	24 (29.6)	— (—)	2 (0.5)	1 (0.3)
専門的、技術的職業	124 (14.2)	9 (11.1)	14 (16.1)	55 (13.3)	46 (15.9)
サービス職業	102 (11.7)	5 (6.2)	5 (5.8)	53 (12.8)	39 (13.5)
生産工程・労務	86 (9.9)	6 (7.4)	19 (21.8)	39 (9.4)	22 (7.6)
その他	100 (11.5)	12 (14.8)	15 (17.2)	45 (10.9)	28 (9.7)
回答なし	104 (11.9)	8 (9.9)	10 (11.5)	51 (12.3)	35 (12.1)

() 内は構成比 (%)

○就業者の就業形態をみると、「常用雇用労働者」が34.9%と最も高い。

表 41 障害の種類別にみた就業者の就業形態

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	871 (100.0)	81 (100.0)	87 (100.0)	414 (100.0)	289 (100.0)
自営業主	220 (25.3)	35 (43.2)	15 (17.2)	95 (22.9)	75 (26.0)
家族従事者	62 (7.1)	6 (7.4)	6 (6.9)	29 (7.0)	21 (7.3)
会社、団体の役員	100 (11.5)	4 (4.9)	16 (18.4)	51 (12.3)	29 (10.0)
常用雇用労働者	304 (34.9)	19 (23.5)	34 (39.1)	143 (34.5)	108 (37.4)
臨時雇・日雇	43 (4.9)	6 (7.4)	3 (3.4)	23 (5.6)	11 (3.8)
内職	15 (1.7)	1 (1.2)	2 (2.3)	9 (2.2)	3 (1.0)
授産施設等で就労	10 (1.1)	1 (1.2)	— (—)	7 (1.7)	2 (0.7)
地域の作業所に通っている	9 (1.0)	1 (1.2)	1 (1.1)	6 (1.4)	1 (0.3)
その他	43 (4.9)	5 (6.2)	3 (3.4)	22 (5.3)	13 (4.5)
回答なし	65 (7.5)	3 (3.7)	7 (8.0)	29 (7.0)	26 (9.0)

() 内は構成比 (%)

○就業者の1か月間の就業による収入をみると、「7万円以上11万円未満」が13.9%で最も高い。

表 42 障害の種類別にみた就業収入の状況

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	871 (100.0)	81 (100.0)	87 (100.0)	414 (100.0)	289 (100.0)
3万円未満	61 (7.0)	8 (9.9)	3 (3.4)	30 (7.2)	20 (6.9)
3万円以上7万円未満	78 (9.0)	11 (13.6)	9 (10.3)	34 (8.2)	24 (8.3)
7万円以上11万円未満	121 (13.9)	7 (8.6)	14 (16.1)	59 (14.3)	41 (14.2)
11万円以上15万円未満	59 (6.8)	2 (2.5)	12 (13.8)	28 (6.8)	17 (5.9)
15万円以上19万円未満	61 (7.0)	7 (8.6)	8 (9.2)	25 (6.0)	21 (7.3)
19万円以上23万円未満	80 (9.2)	6 (7.4)	6 (6.9)	39 (9.4)	29 (10.0)
23万円以上25万円未満	10 (1.1)	1 (1.2)	— (—)	5 (1.2)	4 (1.4)
25万円以上30万円未満	40 (4.6)	2 (2.5)	6 (6.9)	20 (4.8)	12 (4.2)
30万円以上50万円未満	96 (11.0)	6 (7.4)	3 (3.4)	53 (12.8)	34 (11.8)
50万円以上	72 (8.3)	6 (7.4)	2 (2.3)	37 (8.9)	27 (9.3)
回答なし	193 (22.2)	25 (30.9)	24 (27.6)	84 (20.3)	60 (20.8)

() 内は構成比 (%)

C 不就業者の状況

○不就業者のうち、過去に就業経験を有する者は28.5%である。

表 43 障害の種類別にみた不就業者の就業経験の有無及び辞職理由

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
不就業者総数	3,206 (100.0)	278 (100.0)	304 (100.0)	1,652 (100.0)	972 (100.0)
過去に就業経験のある障害者数	913 (28.5)	83 (29.9)	123 (40.5)	462 (28.0)	245 (25.2)
会社の倒産、人員整理のため	57 (1.8)	4 (1.4)	12 (3.9)	31 (1.9)	10 (1.0)
事業がうまくいかなかったため	10 (0.3)	1 (0.4)	1 (0.3)	5 (0.3)	3 (0.3)
仕事に自分の能力がいかされなかったため	9 (0.3)	1 (0.4)	3 (1.0)	3 (0.2)	2 (0.2)
人間関係がうまくいかなかったため	27 (0.8)	3 (1.1)	3 (1.0)	16 (1.0)	5 (0.5)
通勤に負担がかかるため	8 (0.2)	1 (0.4)	— (—)	7 (0.4)	— (—)
賃金、労働時間が不満足のため	8 (0.2)	— (—)	3 (1.0)	5 (0.3)	— (—)
病気のため	243 (7.6)	19 (6.8)	12 (3.9)	125 (7.6)	87 (9.0)
結婚・育児のため	30 (9.4)	5 (1.8)	6 (2.0)	17 (1.0)	2 (0.2)
定年のため	257 (8.0)	13 (4.7)	39 (12.8)	128 (7.7)	77 (7.9)
その他	167 (5.2)	23 (8.3)	32 (10.5)	77 (4.7)	35 (3.6)
回答なし	97 (3.0)	13 (4.7)	12 (3.9)	48 (2.9)	24 (2.5)

() 内は、障害種類別の不就業者総数を100とした場合の割合(%)

○就業経験を有する不業者のうち、就業を希望する者は30.7%である。

表44 障害の種類別にみた過去に就業経験を有する不業者の就業希望の有無及び希望しない理由

		総数	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害
総数		913 (100.0)	83 (100.0)	123 (100.0)	462 (100.0)	245 (100.0)
希望する		280 (30.7)	20 (24.1)	30 (24.4)	137 (29.7)	93 (38.0)
希 望 し な い	小計	582 (63.7)	58 (69.9)	85 (69.1)	296 (64.1)	143 (58.4)
	家事、修学のため	12 (1.3)	2 (2.4)	3 (2.4)	5 (1.1)	2 (0.8)
	病気療養中のため	170 (18.6)	13 (15.7)	11 (8.9)	83 (18.0)	63 (25.7)
	常に介護を必要とするため	57 (6.2)	6 (7.2)	10 (8.1)	36 (7.8)	5 (2.0)
	適職がないため	42 (4.6)	3 (3.6)	12 (9.8)	20 (4.3)	7 (2.9)
	働く必要がないため	152 (16.6)	14 (16.9)	20 (16.3)	85 (18.4)	33 (13.5)
	その他	106 (11.6)	12 (14.5)	22 (17.9)	50 (10.8)	22 (9.0)
	回答なし	43 (4.7)	8 (9.6)	7 (5.7)	17 (3.7)	11 (4.5)

() 内は構成比 (%)

(12) 収入の状況（身体障害者）

○1か月間の総収入をみると、「6万円以上9万円未満」が11.5%で最も高い。

表 45 障害の種類別にみた総収入の状況

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
0円以上1万円未満	195 (4.6)	21 (5.5)	14 (3.3)	117 (5.4)	43 (3.3)
1万円以上3万円未満	85 (2.0)	11 (2.9)	2 (0.5)	37 (1.7)	35 (2.7)
3万円以上6万円未満	255 (6.0)	19 (5.0)	32 (7.6)	138 (6.4)	66 (5.0)
6万円以上9万円未満	489 (11.5)	50 (13.2)	53 (12.6)	257 (11.9)	129 (9.8)
9万円以上12万円未満	352 (8.3)	35 (9.2)	38 (9.0)	180 (8.4)	99 (7.6)
12万円以上15万円未満	262 (6.1)	23 (6.1)	21 (5.0)	141 (6.5)	77 (5.9)
15万円以上18万円未満	186 (4.4)	17 (4.5)	16 (3.8)	103 (4.8)	50 (3.8)
18万円以上21万円未満	249 (5.8)	15 (4.0)	21 (5.0)	123 (5.7)	90 (6.9)
21万円以上24万円未満	116 (2.7)	8 (2.1)	9 (2.1)	55 (2.6)	44 (3.4)
24万円以上27万円未満	112 (2.6)	4 (1.1)	6 (1.4)	61 (2.8)	41 (3.1)
27万円以上30万円未満	66 (1.5)	3 (0.8)	14 (3.3)	22 (1.0)	27 (2.1)
30万円以上50万円未満	234 (5.5)	15 (4.0)	18 (4.3)	122 (5.7)	79 (6.0)
50万円以上99万円未満	105 (2.5)	10 (2.6)	4 (1.0)	53 (2.5)	38 (2.9)
99万円以上	81 (1.9)	6 (1.6)	5 (1.2)	41 (1.9)	29 (2.2)
回答なし	1,476 (34.6)	142 (37.5)	167 (39.8)	704 (32.7)	463 (35.3)

() 内は構成比 (%)

※ 総収入は「就労収入」、「障害に起因する公的年金」、「障害に起因する公的手当」、「その他の収入」の計

(13) 在宅サービスの利用状況

①身体障害者

A 在宅サービスの利用状況

○在宅サービスではデイサービスを利用した者が 15.4%と最も多い。

表 46 障害の種類別にみた在宅サービスの利用状況（身体障害者）

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
ショートステイ					
利用した	273 (6.4)	21 (5.5)	27 (6.4)	193 (9.0)	32 (2.4)
利用していない	2,585 (60.6)	239 (63.1)	221 (52.6)	1,300 (60.4)	825 (63.0)
回答なし	1,405 (33.0)	119 (31.4)	172 (41.0)	661 (30.7)	453 (34.6)
ホームヘルプサービス					
利用した	542 (12.7)	71 (18.7)	28 (6.7)	350 (16.2)	93 (7.1)
利用していない	2,407 (56.5)	206 (54.4)	235 (56.0)	1,185 (55.0)	781 (59.6)
回答なし	1,314 (30.8)	102 (26.9)	157 (37.4)	619 (28.7)	436 (33.3)
デイサービス					
利用した	657 (15.4)	47 (12.4)	65 (15.5)	456 (21.2)	89 (6.8)
利用していない	2,328 (54.6)	222 (58.6)	210 (50.0)	1,127 (52.3)	769 (58.7)
回答なし	1,278 (30.0)	110 (29.0)	145 (34.5)	571 (26.5)	452 (34.5)

()内は、構成比(%)

B ショートステイの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が45.3%と最も高い。

表 47 障害の種類別にみたショートステイの利用状況（身体障害者）

	総 数	利用した	利 用 し て い な い				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総 数	4,263 (100.0)	273 (6.4)	1,933 (45.3)	43 (1.0)	247 (5.8)	362 (8.5)	1,405 (33.0)
視覚障害	379 (100.0)	21 (5.5)	173 (45.6)	3 (0.8)	32 (8.4)	31 (8.2)	119 (31.4)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	27 (6.4)	161 (38.3)	2 (0.5)	26 (6.2)	32 (7.6)	172 (41.0)
肢体不自由	2,154 (100.0)	193 (9.0)	948 (44.0)	22 (1.0)	121 (5.6)	209 (9.7)	661 (30.7)
内部障害	1,310 (100.0)	32 (2.4)	651 (49.7)	16 (1.2)	68 (5.2)	90 (6.9)	453 (34.6)

() 内は構成比 (%)

○ショートステイ利用希望者の改善意見では、「利用費用の減額」が54.9%と最も高い。

表 48 障害の種類別にみた今後ショートステイの利用を希望する者の改善意見（身体障害者）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総 数	244 (100.0)	21 (100.0)	20 (100.0)	167 (100.0)	36 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	80 (32.8)	6 (28.6)	4 (20.0)	58 (34.7)	12 (33.3)
利用費用の減額	134 (54.9)	9 (42.9)	7 (35.0)	97 (58.1)	21 (58.3)
サービスメニューの多様化	30 (12.3)	1 (4.8)	2 (10.0)	22 (13.2)	5 (13.9)
利用日数の増	39 (16.0)	2 (9.5)	2 (10.0)	25 (15.0)	10 (27.8)
早朝・夜間の入退所	21 (8.6)	1 (4.8)	1 (5.0)	18 (10.8)	1 (2.8)
施設職員の資質の向上	29 (11.9)	2 (9.5)	3 (15.0)	19 (11.4)	5 (13.9)
その他	14 (5.7)	— (—)	2 (10.0)	10 (6.0)	2 (5.6)
回答なし	25 (10.2)	5 (23.8)	5 (25.0)	13 (7.8)	2 (5.6)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

C ホームヘルプサービスの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が44.4%と最も高い。

表 49 障害の種類別にみたホームヘルプサービスの利用状況（身体障害者）

	総 数	利用した	利 用 し て い な い				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総 数	4,263 (100.0)	542 (12.7)	1,891 (44.4)	32 (0.8)	157 (3.7)	327 (7.7)	1,314 (30.8)
視覚障害	379 (100.0)	71 (18.7)	153 (40.4)	4 (1.1)	20 (5.3)	29 (7.7)	102 (26.9)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	28 (6.7)	180 (42.9)	1 (0.2)	19 (4.5)	35 (8.3)	157 (37.4)
肢体不自由	2,154 (100.0)	350 (16.2)	908 (42.2)	17 (0.8)	77 (3.6)	183 (8.5)	619 (28.7)
内部障害	1,310 (100.0)	93 (7.1)	650 (49.6)	10 (0.8)	41 (3.1)	80 (6.1)	436 (33.3)

() 内は構成比 (%)

○ホームヘルプサービス利用希望者の改善意見では、「利用費用の減額」が44.4%と最も高い。

表 50 障害の種類別にみた今後ホームヘルプサービスの利用を希望する者の改善意見（身体障害者）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総 数	453 (100.0)	58 (100.0)	24 (100.0)	289 (100.0)	82 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	134 (29.6)	17 (29.3)	6 (25.0)	79 (27.3)	32 (39.0)
利用費用の減額	201 (44.4)	25 (43.1)	11 (45.8)	132 (45.7)	33 (40.2)
プライバシーの保護の徹底	49 (10.8)	7 (12.1)	1 (4.2)	34 (11.8)	7 (8.5)
派遣回数、時間の増	103 (22.7)	13 (22.4)	4 (16.7)	60 (20.8)	26 (31.7)
早朝・夜間・休日の派遣	54 (11.9)	6 (10.3)	5 (20.8)	36 (12.5)	7 (8.5)
指名制度の導入	75 (16.6)	8 (13.8)	3 (12.5)	56 (19.4)	8 (9.8)
ホームヘルパーの資質向上	92 (20.3)	11 (19.0)	3 (12.5)	66 (22.8)	12 (14.6)
緊急時の派遣	131 (28.9)	18 (31.0)	8 (33.3)	84 (29.1)	21 (25.6)
その他	24 (5.3)	3 (5.2)	2 (8.3)	12 (4.2)	7 (8.5)
回答なし	62 (13.7)	9 (15.5)	4 (16.7)	38 (13.1)	11 (13.4)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

D デイサービスの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が42.7%と最も高い。

表51 障害の種類別にみたデイサービスの利用状況（身体障害者）

	総数	利用した	利用していない				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総数	4,263 (100.0)	657 (15.4)	1,820 (42.7)	33 (0.8)	158 (3.7)	317 (7.4)	1,278 (30.0)
視覚障害	379 (100.0)	47 (12.4)	167 (44.1)	2 (0.5)	23 (6.1)	30 (7.9)	110 (29.0)
聴覚・言語障害	420 (100.0)	65 (15.5)	155 (36.9)	4 (1.0)	20 (4.8)	31 (7.4)	145 (34.5)
肢体不自由	2,154 (100.0)	456 (21.2)	860 (40.0)	20 (0.9)	80 (3.7)	167 (7.8)	571 (26.5)
内部障害	1,310 (100.0)	89 (6.8)	638 (48.7)	7 (0.5)	35 (2.7)	89 (6.8)	452 (34.5)

() 内は構成比 (%)

○デイサービス利用希望者の改善意見は、「利用費用の減額」が53.2%と最も高い。

表52 障害の種類別にみた今後デイサービスの利用を希望する者の改善意見（身体障害者）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	532 (100.0)	45 (100.0)	49 (100.0)	362 (100.0)	76 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	113 (21.2)	7 (15.6)	11 (22.4)	76 (21.0)	19 (25.0)
利用費用の減額	283 (53.2)	19 (42.2)	23 (46.9)	207 (57.2)	34 (44.7)
プライバシーの保護の徹底	26 (4.9)	2 (4.4)	3 (6.1)	17 (4.7)	4 (5.3)
利用時間の増	55 (10.3)	3 (6.7)	3 (6.1)	40 (11.0)	9 (11.8)
利用日数の増	78 (14.7)	5 (11.1)	9 (18.4)	49 (13.5)	15 (19.7)
サービスメニューの多様化	88 (16.5)	6 (13.3)	5 (10.2)	64 (17.7)	13 (17.1)
施設職員の資質向上	67 (12.6)	7 (15.6)	2 (4.1)	51 (14.1)	7 (9.2)
その他	25 (4.7)	2 (4.4)	2 (4.1)	16 (4.4)	5 (6.6)
回答なし	74 (13.9)	9 (20.0)	12 (24.5)	46 (12.7)	7 (9.2)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

②身体障害児

A 在宅サービスの利用状況

○在宅サービスではホームヘルプサービスを利用した者が13.3%と最も多い。

表53 障害の種類別にみた在宅サービスの利用状況（身体障害児）

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障害	肢体不自由	内部障害
総数	301 (100.0)	16 (100.0)	56 (100.0)	162 (100.0)	67 (100.0)
ショートステイ					
利用した	39 (13.0)	1 (6.3)	— (—)	37 (22.8)	1 (1.5)
利用していない	187 (62.1)	10 (62.5)	33 (58.9)	99 (61.1)	45 (67.2)
回答なし	75 (24.9)	5 (31.3)	23 (41.1)	26 (16.0)	21 (31.3)
ホームヘルプサービス					
利用した	40 (13.3)	2 (12.5)	2 (3.6)	34 (21.0)	2 (3.0)
利用していない	182 (60.5)	10 (62.5)	29 (51.8)	99 (61.1)	44 (65.7)
回答なし	79 (26.2)	4 (25.0)	25 (44.6)	29 (17.9)	21 (31.3)
デイサービス					
利用した	32 (10.6)	3 (18.8)	4 (7.1)	22 (13.6)	3 (4.5)
利用していない	180 (59.8)	9 (56.3)	30 (53.6)	99 (61.1)	42 (62.7)
回答なし	89 (29.6)	4 (25.0)	22 (39.3)	41 (25.3)	22 (32.8)

()内は、構成比(%)

B ショートステイの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が37.5%と最も高い。

表54 障害の種類別にみたショートステイの利用状況（身体障害児）

	総 数	利用した	利 用 し て い な い				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総 数	301 (100.0)	39 (13.0)	113 (37.5)	12 (4.0)	18 (6.0)	44 (14.6)	75 (24.9)
視覚障害	16 (100.0)	1 (6.3)	7 (43.8)	— (—)	2 (12.5)	1 (6.3)	5 (31.3)
聴覚・言語障害	56 (100.0)	— (—)	23 (41.1)	1 (1.8)	2 (3.6)	7 (12.5)	23 (41.1)
肢体不自由	162 (100.0)	37 (22.8)	53 (32.7)	9 (5.6)	8 (4.9)	29 (17.9)	26 (16.0)
内部障害	67 (100.0)	1 (1.5)	30 (44.8)	2 (3.0)	6 (9.0)	7 (10.4)	21 (31.3)

() 内は構成比 (%)

○ショートステイ利用希望者の改善意見では、「利用費用の減額」が57.1%と最も高い。

表55 障害の種類別にみた今後ショートステイの利用を希望する者の改善意見（身体障害児）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総 数	14 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	12 (100.0)	1 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	3 (21.4)	— (—)	— (—)	3 (25.0)	— (—)
利用費用の減額	8 (57.1)	— (—)	— (—)	7 (58.3)	1 (100.0)
サービスメニューの多様化	3 (21.4)	— (—)	— (—)	2 (16.7)	1 (100.0)
利用日数の増	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
早朝・夜間の入退所	2 (14.3)	— (—)	1 (100.0)	1 (8.3)	— (—)
施設職員の資質の向上	3 (21.4)	— (—)	1 (100.0)	2 (16.7)	— (—)
その他	5 (35.7)	— (—)	— (—)	5 (41.7)	— (—)
回答なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

C ホームヘルプサービスの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が35.5%と最も高い。

表56 障害の種類別にみたホームヘルプサービスの利用状況（身体障害児）

	総数	利用した	利用していない				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総数	301 (100.0)	40 (13.3)	107 (35.5)	9 (3.0)	24 (8.0)	42 (14.0)	79 (26.2)
視覚障害	16 (100.0)	2 (12.5)	8 (50.0)	— (—)	2 (12.5)	— (—)	4 (25.0)
聴覚・言語障害	56 (100.0)	2 (3.6)	22 (39.3)	1 (1.8)	3 (5.4)	3 (5.4)	25 (44.6)
肢体不自由	162 (100.0)	34 (21.0)	48 (29.6)	7 (4.3)	14 (8.6)	30 (18.5)	29 (17.9)
内部障害	67 (100.0)	2 (3.0)	29 (43.3)	1 (1.5)	5 (7.5)	9 (13.4)	21 (31.3)

() 内は構成比 (%)

○ホームヘルプサービス利用希望者の改善意見では、「利用費用の減額」が64.7%と最も高い。

表57 障害の種類別にみた今後ホームヘルプサービスの利用を希望する者の改善意見（身体障害児）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	17 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	15 (100.0)	1 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	6 (35.3)	— (—)	1 (100.0)	5 (33.3)	— (—)
利用費用の減額	11 (64.7)	— (—)	— (—)	10 (66.7)	1 (100.0)
プライバシーの保護の徹底	3 (17.6)	— (—)	— (—)	3 (20.0)	— (—)
派遣回数、時間の増	5 (29.4)	— (—)	1 (100.0)	4 (26.7)	— (—)
早朝・夜間・休日の派遣	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
指名制度の導入	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
ホームヘルパーの資質向上	6 (35.3)	— (—)	— (—)	5 (33.3)	1 (100.0)
緊急時の派遣	3 (17.6)	— (—)	— (—)	2 (13.3)	1 (100.0)
その他	3 (17.6)	— (—)	— (—)	3 (20.0)	— (—)
回答なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

D デイサービスの利用状況

○「制度は知っているが利用する必要がない」が34.9%と最も高い。

表58 障害の種類別にみたデイサービスの利用状況（身体障害児）

	総数	利用した	利用していない				回答なし
			必要がない	希望したが利用できなかった	制度を知らない	その他	
総数	301 (100.0)	32 (10.6)	105 (34.9)	5 (1.7)	21 (7.0)	49 (16.3)	89 (29.6)
視覚障害	16 (100.0)	3 (18.8)	6 (37.5)	— (—)	2 (12.5)	1 (6.3)	4 (25.0)
聴覚・言語障害	56 (100.0)	4 (7.1)	24 (42.9)	— (—)	2 (3.6)	4 (7.1)	22 (39.3)
肢体不自由	162 (100.0)	22 (13.6)	45 (27.8)	5 (3.1)	14 (8.6)	35 (21.6)	41 (25.3)
内部障害	67 (100.0)	3 (4.5)	30 (44.8)	— (—)	3 (4.5)	9 (13.4)	22 (32.8)

() 内は構成比 (%)

○デイサービス利用希望者の改善意見は、「利用費用の減額」が50.0%と最も高い。

表59 障害の種類別にみた今後デイサービスの利用を希望する者の改善意見（身体障害児）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	10 (100.0)	— (—)	— (—)	9 (100.0)	1 (100.0)
利用手続きの簡素化、迅速化	3 (30.0)	— (—)	— (—)	3 (33.3)	— (—)
利用費用の減額	5 (50.0)	— (—)	— (—)	5 (55.6)	— (—)
プライバシーの保護の徹底	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
利用時間の増	3 (30.0)	— (—)	— (—)	3 (33.3)	— (—)
利用日数の増	2 (20.0)	— (—)	— (—)	2 (22.2)	— (—)
サービスメニューの多様化	1 (10.0)	— (—)	— (—)	1 (11.1)	— (—)
施設職員の資質向上	2 (20.0)	— (—)	— (—)	1 (11.1)	1 (100.0)
その他	2 (20.0)	— (—)	— (—)	1 (11.1)	1 (100.0)
回答なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

() 内は、利用希望者に対する割合 (%)

(14) 補装具及び日常生活用具の所有状況

①身体障害者

A 補装具の所有状況

○視覚障害では「盲人安全つえ」(17.4%)、聴覚・言語障害では「補聴器」(42.1%)、肢体不自由では「装具」(13.6%)、内部障害では「ストマ用装具」(9.5%)がそれぞれ最も高い。

表 60 障害の種類別にみた補装具の所有状況(身体障害者)(複数回答)

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
義肢	99 (2.3)	1 (0.3)	— (—)	96 (4.5)	2 (0.2)
装具	334 (7.8)	9 (2.4)	8 (1.9)	294 (13.6)	23 (1.8)
座位保持装置	19 (0.4)	— (—)	1 (0.2)	17 (0.8)	1 (0.1)
盲人安全つえ	71 (1.7)	66 (17.4)	— (—)	3 (0.1)	2 (0.2)
義眼	15 (0.4)	14 (3.7)	— (—)	1 (0.1)	— (—)
眼鏡	43 (1.0)	28 (7.4)	2 (0.5)	5 (0.2)	8 (0.6)
点字器	29 (0.7)	28 (7.4)	— (—)	— (—)	1 (0.1)
補聴器	202 (4.7)	8 (2.1)	177 (42.1)	5 (0.2)	12 (0.9)
人工喉頭	13 (0.3)	— (—)	11 (2.6)	1 (0.1)	1 (0.1)
車いす	310 (7.3)	11 (2.9)	17 (4.0)	265 (12.3)	17 (1.3)
電動車いす	49 (1.1)	— (—)	— (—)	45 (2.1)	4 (0.3)
歩行器	42 (1.0)	2 (0.5)	5 (1.2)	30 (1.4)	5 (0.4)
頭部保護帽	8 (0.2)	2 (0.5)	1 (0.2)	5 (0.2)	— (—)
収尿器	31 (0.7)	2 (0.5)	— (—)	23 (1.1)	6 (0.5)
ストマ用装具	139 (3.3)	1 (0.3)	— (—)	13 (0.6)	125 (9.5)
歩行補助つえ	355 (8.3)	22 (5.8)	17 (4.0)	287 (13.3)	29 (2.2)

()内は、障害の種類別の総数を100とした場合の割合(%)

B 日常生活用具の所有状況

○福祉制度で交付された日常生活用具の所有状況をみると、「便器」、「特殊寝台」、「入浴補助用具」、「歩行支援用具」などが多い。

表 61 障害の種類別にみた福祉制度で交付された日常生活用具の所有状況（身体障害者）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	4,263	379	420	2,154	1,310
視覚障害者用ポータブルレコーダー	30	29	—	—	1
盲人用時計	62	60	—	—	2
点字タイプライター	18	18	—	—	—
電磁調理器	45	18	4	15	8
盲人用体温計（音声式）	25	24	—	—	1
点字図書	18	17	—	—	1
盲人用体重計	17	16	—	—	1
視覚障害者用拡大読書器	36	33	—	1	2
歩行時間延長信号機用小型送信機	2	2	—	—	—
点字ディスプレイ	3	3	—	—	—
聴覚障害者用屋内信号装置	33	1	32	—	—
聴覚障害者用通信装置	37	2	34	1	—
聴覚障害者用情報受信装置	39	1	34	1	3
浴槽（湯沸器含む）	64	6	2	45	11
便器	183	12	7	141	23
特殊便器	70	2	4	55	9
特殊マット	73	—	—	67	6
特殊寝台	176	5	5	145	21
パーソナルコンピュータ	85	11	3	58	13
特殊尿器	48	2	1	37	8
入浴担架	6	—	—	6	—
体位変換器	2	—	—	2	—
重度障害者用意思伝達装置	3	—	—	3	—
携帯用会話補助装置	18	—	13	5	—
入浴補助用具	230	9	8	192	21
移動用リフト	24	—	—	24	—
歩行支援用具	364	9	12	306	37
透析液加湿器	5	1	—	—	4
酸素ボンベ運搬車	32	1	—	2	29
ネブライザー	28	—	2	15	11
火災警報機	30	6	8	11	5
自動消火器	16	3	4	7	2
電気式たん吸引器	31	—	6	25	—
福祉電話	23	2	5	12	4
ファックス	40	2	23	14	1
視覚障害者用ワードプロセッサ	1	—	—	1	—
居宅生活動作補助用具	30	—	—	23	7
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	13	12	—	1	—

○自費で購入した日常生活用具をみると、「便器」、「入浴補助用具」、「歩行支援用具」などが多い。

表 62 障害の種類別にみた自費で購入した日常生活用具の所有状況（身体障害者）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	4,263	379	420	2,154	1,310
視覚障害者用ポータブルレコーダー	11	10	—	—	1
盲人用時計	28	26	—	—	2
点字タイプライター	6	6	—	—	—
電磁調理器	30	5	4	13	8
盲人用体温計（音声式）	8	7	—	—	1
点字図書	7	6	—	—	1
盲人用体重計	5	4	—	—	1
視覚障害者用拡大読書器	10	8	—	1	1
歩行時間延長信号機用小型送信機	—	—	—	—	—
点字ディスプレイ	1	1	—	—	—
聴覚障害者用屋内信号装置	8	—	8	—	—
聴覚障害者用通信装置	11	1	9	1	—
聴覚障害者用情報受信装置	16	1	12	1	2
浴槽（湯沸器含む）	54	4	2	37	11
便器	161	8	7	127	19
特殊便器	47	1	2	37	7
特殊マット	45	—	—	41	4
特殊寝台	82	2	2	72	6
パーソナルコンピュータ	74	8	3	50	13
特殊尿器	37	2	1	31	3
入浴担架	3	—	—	3	—
体位変換器	1	—	—	1	—
重度障害者用意思伝達装置	1	—	—	1	—
携帯用会話補助装置	12	—	8	4	—
入浴補助用具	170	5	5	144	16
移動用リフト	13	—	—	13	—
歩行支援用具	316	7	11	262	36
透析液加湿器	3	—	—	—	3
酸素ボンベ運搬車	8	1	—	1	6
ネブライザー	19	—	1	9	9
火災警報機	18	3	4	7	4
自動消火器	13	2	3	7	1
電気式たん吸引器	18	—	3	15	—
福祉電話	4	—	—	2	2
ファックス	23	2	7	13	1
視覚障害者用ワードプロセッサ	—	—	—	—	—
居室生活動作補助用具	22	—	—	16	6
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	5	4	—	1	—

②身体障害児

A 補装具の所有状況

○視覚障害では「盲人安全つえ」（37.5%）、聴覚・言語障害では「補聴器」（83.9%）、肢体不自由では「車いす」（61.7%）、内部障害では「車いす」（13.4%）が最も高い。

表 63 障害の種類別にみた補装具の所有状況（身体障害児）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総数	301 (100.0)	16 (100.0)	56 (100.0)	162 (100.0)	67 (100.0)
義肢	4 (1.3)	— (—)	— (—)	4 (2.5)	— (—)
装具	88 (29.2)	1 (6.3)	1 (1.8)	79 (48.8)	7 (10.4)
座位保持装置	47 (15.6)	1 (6.3)	— (—)	46 (28.4)	— (—)
盲人安全つえ	6 (2.0)	6 (37.5)	— (—)	— (—)	— (—)
義眼	2 (0.7)	2 (12.5)	— (—)	— (—)	— (—)
眼鏡	14 (4.7)	2 (12.5)	3 (5.4)	8 (4.9)	1 (1.5)
点字器	4 (1.3)	4 (25.0)	— (—)	— (—)	— (—)
補聴器	54 (17.9)	1 (6.3)	47 (83.9)	6 (3.7)	— (—)
人工喉頭	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
車いす	111 (36.9)	1 (6.3)	1 (1.8)	100 (61.7)	9 (13.4)
電動車いす	6 (2.0)	— (—)	— (—)	6 (3.7)	— (—)
座位保持いす	54 (17.9)	1 (6.3)	1 (1.8)	51 (31.5)	1 (1.5)
起立保持具	16 (5.3)	1 (6.3)	— (—)	14 (8.6)	1 (1.5)
歩行器	33 (11.0)	1 (6.3)	— (—)	32 (19.8)	— (—)
頭部保護帽	18 (6.0)	1 (6.3)	1 (1.8)	14 (8.6)	2 (3.0)
頭部保持具	1 (0.3)	— (—)	— (—)	1 (0.6)	— (—)
排便補助具	10 (3.3)	— (—)	1 (1.8)	9 (5.6)	— (—)
収尿器	5 (1.7)	— (—)	— (—)	5 (3.1)	— (—)
ストマ用装具	14 (4.7)	— (—)	— (—)	9 (5.6)	5 (7.5)
歩行補助つえ	4 (1.3)	— (—)	— (—)	4 (2.5)	— (—)

() 内は、障害の種類別の総数を100とした場合の割合 (%)

B 日常生活用具の所有状況

○福祉制度で交付された日常生活用具の所有状況をみると、「ネブライザー」、「電気式たん吸引器」、「ファックス」などが多い。

表 64 障害の種類別にみた福祉制度で交付された日常生活用具の所有状況（身体障害児）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	301	16	56	162	67
視覚障害者用ポータブルレコーダー	—	—	—	—	—
点字タイプライター	3	3	—	—	—
電磁調理器	—	—	—	—	—
盲人用体温計（音声式）	—	—	—	—	—
点字図書	4	4	—	—	—
視覚障害者用拡大読書器	2	2	—	—	—
歩行時間延長信号機用小型送信機	—	—	—	—	—
聴覚障害者用通信装置	3	—	3	—	—
聴覚障害者用情報受信装置	6	—	6	—	—
浴槽（湯沸器含む）	1	—	—	1	—
便器	1	—	—	1	—
特殊便器	2	—	—	2	—
特殊マット	4	1	—	3	—
訓練用ベッド	4	—	—	3	1
パーソナルコンピュータ	2	—	—	2	—
特殊尿器	—	—	—	—	—
入浴担架	3	—	—	3	—
体位変換器	1	—	—	1	—
重度障害者用意思伝達装置	—	—	—	—	—
携帯用会話補助装置	2	—	2	—	—
入浴補助用具	9	—	—	8	1
移動用リフト	—	—	—	—	—
歩行支援用具	6	—	—	6	—
透析液加湿器	—	—	—	—	—
酸素ボンベ運搬車	1	—	—	—	1
ネブライザー	17	1	—	12	4
火災警報機	—	—	—	—	—
自動消火器	—	—	—	—	—
緊急通報装置	1	—	1	—	—
電気式たん吸引器	20	—	—	16	4
福祉電話	—	—	—	—	—
ファックス	11	—	11	—	—
視覚障害者用ワードプロセッサ	—	—	—	—	—
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1	1	—	—	—
頭部保護帽	8	—	1	6	1
訓練いす	3	—	—	3	—
居宅生活動作補助用具	—	—	—	—	—

○自費で購入した日常生活用具をみると、「ネブライザー」、「電気式たん吸引器」、「ファックス」などが多い。

表 65 障害の種類別にみた自費で購入した日常生活用具の所有状況（身体障害児）（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
総 数	301	16	56	162	67
視覚障害者用ポータブルレコーダー	—	—	—	—	—
点字タイプライター	2	2	—	—	—
電磁調理器	—	—	—	—	—
盲人用体温計（音声式）	—	—	—	—	—
点字図書	1	1	—	—	—
視覚障害者用拡大読書器	—	—	—	—	—
歩行時間延長信号機用小型送信機	—	—	—	—	—
聴覚障害者用通信装置	—	—	—	—	—
聴覚障害者用情報受信装置	—	—	—	—	—
浴槽（湯沸器含む）	2	—	—	1	1
便器	7	—	—	6	1
特殊便器	1	—	—	1	—
特殊マット	3	—	—	3	—
訓練用ベッド	—	—	—	—	—
パーソナルコンピュータ	8	—	2	4	2
特殊尿器	1	—	—	1	—
入浴担架	—	—	—	—	—
体位変換器	1	—	—	1	—
重度障害者用意思伝達装置	—	—	—	—	—
携帯用会話補助装置	2	—	2	—	—
入浴補助用具	3	—	—	3	—
移動用リフト	1	—	—	1	—
歩行支援用具	3	—	—	3	—
透析液加湿器	—	—	—	—	—
酸素ボンベ運搬車	—	—	—	—	—
ネブライザー	10	—	—	9	1
火災警報機	2	—	1	—	1
自動消火器	—	—	—	—	—
緊急通報装置	—	—	—	—	—
電気式たん吸引器	10	1	—	8	1
福祉電話	—	—	—	—	—
ファックス	13	—	8	3	2
視覚障害者用ワードプロセッサ	—	—	—	—	—
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	—	—	—	—	—
頭部保護帽	1	—	—	1	—
訓練いす	3	—	—	3	—
居宅生活動作補助用具	2	—	—	2	—

(15) 福祉サービスを利用する際の相談相手（身体障害者）

○福祉サービスを利用する際の相談相手は、「配偶者」が34.2%と最も高く、次いで「子供」29.2%、「市（区）町村の職員」24.6%となっている。

表 66 障害の種類別にみた相談相手（複数回答）

	総 数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総 数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
親・祖父母	224 (5.3)	23 (6.1)	32 (7.6)	135 (6.3)	34 (2.6)
兄弟姉妹	281 (6.6)	26 (6.9)	26 (6.2)	143 (6.6)	86 (6.6)
子供	1,243 (29.2)	104 (27.4)	138 (32.9)	621 (28.8)	380 (29.0)
配偶者	1,459 (34.2)	114 (30.1)	123 (29.3)	740 (34.4)	482 (36.8)
友人・知人	204 (4.8)	25 (6.6)	27 (6.4)	98 (4.5)	54 (4.1)
会社の人・学校の先生	13 (0.3)	4 (1.1)	2 (0.5)	5 (0.2)	2 (0.2)
医師	1,004 (23.6)	59 (15.6)	67 (16.0)	516 (24.0)	362 (27.6)
施設の職員	406 (9.5)	27 (7.1)	42 (10.0)	277 (12.9)	60 (4.6)
専門機関の職員	414 (9.7)	41 (10.8)	30 (7.1)	224 (10.4)	119 (9.1)
市（区）町村の職員	1,050 (24.6)	94 (24.8)	114 (27.1)	514 (23.9)	328 (25.0)
地域生活支援センターなどの職員	195 (4.6)	15 (4.0)	15 (3.6)	130 (6.0)	35 (2.7)
民生委員	213 (5.0)	19 (5.0)	21 (5.0)	96 (4.5)	77 (5.9)
身体障害者相談員	180 (4.2)	18 (4.7)	19 (4.5)	95 (4.4)	48 (3.7)
障害者の団体	85 (2.0)	15 (4.0)	14 (3.3)	33 (1.5)	23 (1.8)
その他	187 (4.4)	19 (5.0)	17 (4.0)	107 (5.0)	44 (3.4)
回答なし	691 (16.2)	51 (13.5)	63 (15.0)	306 (14.2)	271 (20.7)

（ ）内は、障害種類別の総数を100とした場合の割合（%）

(16) 特に必要と感じている福祉サービス等

①身体障害者

○福祉サービス等で最も要望が高いのは「年金や手当などの所得保障の充実」42.9%であり、次いで「医療費の負担軽減」41.5%、「ショートステイ、ホームヘルプ等在宅福祉サービスの充実」19.8%となっている。

表 67 障害の種類別にみた特に必要と感じている福祉サービス等（身体障害者）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総数	4,263 (100.0)	379 (100.0)	420 (100.0)	2,154 (100.0)	1,310 (100.0)
障害者向け公営住宅や福祉ホーム等の障害者が暮らしやすい住宅の整備	728 (17.1)	67 (17.7)	58 (13.8)	405 (18.8)	198 (15.1)
授産施設、福祉工場等の福祉的配慮のされた働く場ないし活動の場の確保	181 (4.2)	13 (3.4)	10 (2.4)	103 (4.8)	55 (4.2)
ショートステイ、ホームヘルプ等在宅福祉サービスの充実	846 (19.8)	67 (17.7)	72 (17.1)	509 (23.6)	198 (15.1)
入所施設の整備	430 (10.1)	32 (8.4)	44 (10.5)	247 (11.5)	107 (8.2)
機能訓練の充実	576 (13.5)	24 (6.3)	32 (7.6)	437 (20.3)	83 (6.3)
総合的な相談や日常生活等の訓練を行う事業の充実	450 (10.6)	33 (8.7)	33 (7.9)	274 (12.7)	110 (8.4)
年金や手当などの所得保障の充実	1,829 (42.9)	164 (43.3)	156 (37.1)	934 (43.4)	575 (43.9)
医療費の負担軽減	1,769 (41.5)	138 (36.4)	162 (38.6)	916 (42.5)	553 (42.2)
障害者の雇用施策の充実	410 (9.6)	23 (6.1)	41 (9.8)	219 (10.2)	127 (9.7)
道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実	763 (17.9)	68 (17.9)	48 (11.4)	445 (20.7)	202 (15.4)
点字図書館、録音図書、手話放送、文字放送などの情報提供の充実	87 (2.0)	36 (9.5)	44 (10.5)	3 (0.1)	4 (0.3)
手話通訳・要約筆記制度の充実	59 (1.4)	1 (0.3)	52 (12.4)	4 (0.2)	2 (0.2)
パソコン教室の充実	212 (5.0)	22 (5.8)	24 (5.7)	118 (5.5)	48 (3.7)
障害者スポーツ、芸術、文化活動等に対する支援	189 (4.4)	22 (5.8)	20 (4.8)	93 (4.3)	54 (4.1)
災害時・緊急時の情報提供・通信体制・避難誘導対策の充実	686 (16.1)	62 (16.4)	72 (17.1)	341 (15.8)	211 (16.1)
地域の人々との交流機会の拡大や、障害者への理解を深めるための教育の充実	309 (7.2)	29 (7.7)	43 (10.2)	142 (6.6)	95 (7.3)
就労・就学の場合でのコミュニケーション支援	105 (2.5)	11 (2.9)	18 (4.3)	51 (2.4)	25 (1.9)
その他	179 (4.2)	25 (6.6)	11 (2.6)	94 (4.4)	49 (3.7)
回答なし	1,098 (25.8)	95 (25.1)	129 (30.7)	494 (22.9)	380 (29.0)

() 内は、障害種類別の総数を100とした場合の割合 (%)

②身体障害児

○福祉サービス等で最も要望が高いのは「手当などの経済的援助の充実」44.2%であり、次いで「医療費の負担軽減」41.5%、「障害児が暮らしやすい住宅の整備」30.9%となっている。

表 68 障害の種類別にみた特に必要と感じている福祉サービス等（身体障害児）（複数回答）

	総数	視覚障害	聴覚・言語 障 害	肢体不自由	内部障害
総数	301 (100.0)	16 (100.0)	56 (100.0)	162 (100.0)	67 (100.0)
障害児が暮らしやすい住宅の整備	93 (30.9)	5 (31.3)	8 (14.3)	67 (41.4)	13 (19.4)
授産施設等の福祉的配慮のされた働く場ないし活動の場の確保	52 (17.3)	1 (6.3)	9 (16.1)	34 (21.0)	8 (11.9)
言語機能や機能訓練等の専門的な早期訓練の実施	46 (15.3)	2 (12.5)	16 (28.6)	23 (14.2)	5 (7.5)
ショートステイ、ホームヘルプ等在宅福祉サービスの充実	82 (27.2)	2 (12.5)	3 (5.4)	71 (43.8)	6 (9.0)
入所施設の整備	52 (17.3)	— (—)	— (—)	49 (30.2)	3 (4.5)
通所施設の整備	56 (18.6)	1 (6.3)	10 (17.9)	35 (21.6)	10 (14.9)
身近なところで相談、指導を行う事業の充実	69 (22.9)	5 (31.3)	10 (17.9)	36 (22.2)	18 (26.9)
手当などの経済的援助の充実	133 (44.2)	7 (43.8)	20 (35.7)	79 (48.8)	27 (40.3)
医療費の負担軽減	125 (41.5)	4 (25.0)	22 (39.3)	72 (44.4)	27 (40.3)
仕事に就くことを容易にするための制度の充実	56 (18.6)	5 (31.3)	16 (28.6)	18 (11.1)	17 (25.4)
道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実	55 (18.3)	2 (12.5)	12 (21.4)	35 (21.6)	6 (9.0)
点字図書館、録音図書、手話放送、文字放送などの情報提供の充実	22 (7.3)	3 (18.8)	18 (32.1)	1 (0.6)	— (—)
スポーツ、レクリエーション、文化活動等に対する支援	22 (7.3)	2 (12.5)	5 (8.9)	10 (6.2)	5 (7.5)
パソコン教室の充実	28 (9.3)	4 (25.0)	4 (7.0)	15 (9.3)	5 (7.5)
災害時・緊急時の情報提供・通信体制・避難誘導対策の充実	46 (15.3)	3 (18.8)	12 (21.4)	25 (15.4)	6 (9.0)
地域の人々との交流機会の拡大や、障害者への理解を深めるための教育の充実	58 (19.3)	— (—)	17 (30.4)	27 (16.7)	14 (20.9)
就労・就学の場合でのコミュニケーション支援	54 (17.9)	2 (12.5)	20 (35.7)	17 (10.5)	15 (22.4)
その他	7 (2.3)	— (—)	1 (1.8)	5 (3.1)	1 (1.5)
回答なし	40 (13.3)	2 (12.5)	7 (12.5)	15 (9.3)	16 (23.9)

() 内は、障害種類別の総数を100とした場合の割合 (%)

(17) 日中活動の場（身体障害児）

○日中活動の場の状況についてみると、「未就学」では「自宅」が34.4%と最も多く、次いで「保育所」32.8%、「幼稚園」16.4%となっている。「就学中」では、「盲・聾・養護学校」が54.5%と最も多く、次いで「一般の学校の通常の学級」28.0%、「一般の学校の特殊学級」12.8%となっている。

表 69 日中活動の場の状況

総 数	未就学	就学中	学校卒業後	回答なし
301 (100.0)	61 (20.3)	211 (70.1)	1 (0.3)	28 (9.3)

() 内は構成比 (%)

A 未就学

総 数	通園施設	障害児 通園事業	保育所	幼稚園	自 宅	その他
61 (100.0)	7 (11.5)	2 (3.3)	20 (32.8)	10 (16.4)	21 (34.4)	1 (1.6)

B 就学中

総 数	盲・聾・ 養護学校	一般の学校の 通常の学級	一般の学校の 特殊学級	自 宅 (訪問教育)	その他
211 (100.0)	115 (54.5)	59 (28.0)	27 (12.8)	4 (1.9)	6 (2.8)

C 学校卒業後

総 数	職場・会社	通所施設	職業能力 開発施設	自 宅	その他
1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	— (—)

A～Cの()内は、各区分の総数に占める割合 (%)

(18) 児童相談所等の利用状況（身体障害児）

○過去3年間に障害に関することで、相談、判定、あるいは受診などで利用した機関の状況をみると、「病院・診療所」が85.0%で最も多く、次いで「児童相談所」が25.2%、福祉事務所が24.9%となっている。

表 70 児童相談所等の利用状況（複数回答）

総 数	利用したことがある				
	児童相談所	身体障害者 更生相談所	保健所	福祉事務所	病院・ 診療所
301 (100.0)	76 (25.2)	6 (2.0)	47 (15.6)	75 (24.9)	256 (85.0)

利用したことがある			利用した ことがない	回答なし
教育機関	公共職業 安定所	その他		
57 (18.9)	— (—)	20 (6.6)	17 (5.6)	2 (0.7)

() 内は、総数を100とした場合の割合 (%)

(19) 児童福祉施設等の利用状況（身体障害児）

○過去3年間に児童福祉施設等を入所・通所又は相談・療育等により利用した状況をみると、「通園施設」が15.6%で最も多く、次いで「入所施設」が13.6%となっている。

○利用方法をみると、「通所利用」が21.6%で最も多く、次いで「入所利用」が8.0%、「ショートステイ」が7.6%となっている。

表 71 児童福祉施設等の利用状況

総 数	利用したことがある					利用した ことがない	回答なし
	入所施設	通園施設	保育所	通所施設	その他		
301 (100.0)	41 (13.6)	47 (15.6)	12 (4.0)	13 (4.3)	9 (3.0)	158 (52.5)	21 (7.0)

() 内は構成比 (%)

表 72 児童福祉施設等の利用方法の状況

総 数	入所利用	通所利用	相談等	ショート ステイ	短期療育等	その他
122 (100.0)	24 (19.7)	55 (45.1)	4 (3.3)	23 (18.9)	7 (5.7)	9 (7.4)

() 内は構成比 (%)

Ⅲ 用語の解説

この調査における用語は次のように定義している。

1 障害の種類

- (1) 視覚障害・・・視力及び視野に障害を有しているものをいう。
- (2) 聴覚・言語障害・・・聴力損失による障害、平衡機能の障害及び音声・言語・そしゃく機能障害を有しているものをいう。
- (3) 肢体不自由・・・上肢切断、上肢機能障害、下肢切断、下肢機能障害、体幹機能障害及び運動の機能障害を有しているものをいう。
- (4) 内部障害・・・心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有しているものをいう。
- (5) 重複障害・・・上記の障害を複合して有しているものをいう。

2 障害の程度

障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に準拠して1級から7級、級外及び非身体障害者に判定し、本調査結果では、1級から6級までの者と、1～6級に該当するが精密検査を経なければ級の判定が困難な者等を身体障害者とした。

3 障害の原因

障害の種類ごとに次の原因を記載することとしたが、原因が2つ以上ある場合には主な原因を1つ選んでいる。

- (1) 交通事故・・・自動車等陸上の交通機関による事故
- (2) 労働災害・・・業務上の事由によって生じた負傷、疾病
- (3) その他の事故・・・海難事故、航空事故、風水害、火災、自傷、他傷、過失などによる事故
- (4) 戦傷・戦病・・・軍人、軍属等であった者が戦争公務中に受けた傷病
- (5) 戦災・・・空爆（原爆を含む）等の戦争による事故
- (6) 感染症・・・結核性股関節炎症、連鎖球菌性骨膜炎、ポリオ等の疾患
- (7) 中毒性疾患・・・医薬品及びアルコール、水銀、カドミウム、ヒ素、一酸化炭素等による疾患
- (8) その他の疾患・・・骨肉腫、糖尿病、クル病、脳出血、気管支喘息、椎間板ヘルニア等、(6)及び(7)以外の疾患
- (9) 出生時の損傷・・・鉗子分娩等による脳神経系の損傷等
- (10) 加齢のため・・・事故や疾患といった障害の原因以外のもので、加齢によるもの
- (11) その他・・・(1)～(10)に分類することができないもの
- (12) 不明・・・何に起因するか不詳であるもの

4 障害の原因となった疾患名

障害の原因となった疾患名をいい、疾患が2以上ある場合は主な疾患名1つを選んだ。

- (1) 脳性まひ
- (2) 脊髄性小児まひ
- (3) 脊髄損傷Ⅰ（対まひ）
- (4) 脊髄損傷Ⅱ（四肢まひ）
- (5) 進行性筋萎縮疾患・・・筋萎縮性側索硬化症、脊髄性進行性筋萎縮症、神経性進行性筋萎縮症、進行性筋ジストロフィー症等

- (6)脳血管障害・・・脳出血、脳血栓症、脳軟化症等
- (7)脳挫傷・・・脳実質に器質的損傷のあるもの
- (8)その他の脳神経疾患・・・多発性硬化症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、急性散在性脳脊髄炎等
- (9)骨関節疾患・・・細菌性関節炎、非感染性骨壊死症、骨髄炎等
- (10)リウマチ性疾患・・・リウマチ性関節炎、悪性関節リウマチ、リウマチ性心内膜炎等
- (11)中耳性疾患・・・中耳炎、鼓膜穿孔等の伝音系難聴の原因となっている疾病（外耳道閉鎖を含む）
- (12)内耳性疾患・・・内耳炎等の感音系難聴及び神経性難聴の原因となっている疾病（突発性難聴、メニエール病等を含む）
- (13)角膜疾患・・・結核、梅毒、栄養失調及び角膜軟化症等による角膜疾患（ベーチェット病、シエーグレン病等を含む）
- (14)水晶体疾患・・・先天性白内障、老人性白内障等
- (15)網脈絡膜・視神経疾患・・・未熟児網膜症、結核、梅毒等による網脈絡膜炎、網膜色素変性症、糖尿病、高血圧症等による眼底疾患及びベーチェット病、多発性硬化症、サルコイドーシス、スモン、視神経萎縮等の疾患
- (16)じん臓疾患・・・慢性糸球体腎炎、腎機能不全、ネフローゼ症候群、腎硬化症、慢性腎盂腎炎等
- (17)心臓疾患・・・冠状動脈硬化症、心筋梗塞症、僧帽弁膜症、大動脈弁膜症、(突発性)心筋症、ファロー四徴症等
- (18)呼吸器疾患・・・肺結核、肺気腫、気管支拡張症、肺高血圧症、肺線維症等
- (19)ぼうこう疾患・・・膀胱腫瘍等
- (20)大腸疾患・・・直腸腫瘍、潰瘍性大腸炎、直腸ポリープ等
- (21)小腸疾患・・・上腸間膜血管閉塞症、小腸軸念転症、先天性小腸閉鎖症、クローン病、腸間ベーチェット病、非特異性小腸、潰瘍等
- (22)後天性免疫不全症候群・・・HIV 感染症
- (23)その他・・・上記の(1)～(22)のいずれにも該当しない疾患
- (24)不明・・・疾病名が明らかでないもの

5 コミュニケーション手段の状況

「要約筆記」・・・話し手の話を手書きまたはパソコンを用いて、要約してその場で伝えること。

6 介助の程度

- (1)一人のできる・・・他人の介助がなくても、普通のはやさで自分だけでできることをいう。
- (2)時間をかければ一人のできる・・・他人の介助がなくてもできるが、普通よりも時間がかかることをいう。
- (3)一部介助が必要・・・動作の一部について、手伝う人がいなければできないことをいう。
- (4)全部介助が必要・・・動作の全てについて、手伝う人がいなければできないことをいう。
- (5)「主な介助者」で、介助者が二人以上いる場合には、介助時間が長い方を記入。

7 過去1年間の障害のための治療状況

「障害のための治療」・・・身体の障害を除去・軽減するための専門的治療（人工透析療法や中心静脈療法等の長期継続を含む。）こと。

8 住宅

- (1)持家・・・・・・・・・・・・・・・・・・所有している住宅。登記がまだ済んでいない場合や、分割払いの分譲住宅など支払いの完了していない場合も含む。
- (2)民間賃貸住宅・・・・・・・・・・・・旧住宅・都市整備公団（現都市再生機構）、住宅供給公社、住宅協会、開発公社、都道府県、市町村などが所有又は管理する賃貸住宅以外のもので、(3)～(6)以外のもの。
- (3)社宅、公務員住宅等の貸与住宅・・会社、団体、官公庁などが所有または管理していて、その職員の職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅。家賃の支払いの有無を問わない。（独身寮含む。）
- (4)公団、公社、市営等の公営住宅・・旧住宅・都市整備公団（現都市再生機構）、住宅供給公社、住宅協会、開発公社、都道府県、市町村などが所有又は管理する賃貸住宅。
- (5)借間・・・・・・・・・・・・・・・・・・間借りした部屋で、(2)～(4)以外のもの。
- (6)その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1)～(5)以外のもの。

9 課税状況

平成17年分の所得税及び平成17年度市（区）町村民税の課税状況を調査した。

10 年金・手当の受給状況

- (1)国民年金・・・・・・・・・・・・・・障害基礎年金
- (2)厚生年金、共済年金・・・・・・・・・・障害厚生年金、障害共済年金
- (3)その他の障害に起因する年金
 - ①恩給・・・・・・・・・・・・・・増加恩給、傷病年金
 - ②労災補償・・・・・・・・・・・・・・障害補償年金、障害特別年金、傷病保障年金、傷病特別年金
 - ③国家（地方）公務員災害補償法・・障害補償年金
 - ④戦傷病者戦没者遺族等援護法・・障害年金等
- (4)手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・月単位で金額に定めがあって定期的に支給されるものをいう。このうち「その他の障害に起因する手当」は「発症者健康管理手当」や「健康管理費用」のほか、地方公共団体が独自に支給している手当等をいう。

11 就労

- (1)就労の形態
 - ①自営業主・・・・・・・・・・商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。
 - ②家族従事者・・・・・・・・・・①の自営業主の家族で、給料・賃金を受けず、その自営業主の営む事業に従事している者をいう（小遣い程度受けている場合を含む）。
 - ③会社、団体の役員・・取締役、監査役等をいう。
 - ④常用雇用労働者・・特に期間を定めずに雇用されている場合をいう（ただし、期間が定められている場合でも、1年以上同じ会社、官庁などに勤めているか、まだ1年にはならないが、1年以上引き続き勤めることとなると見込まれる場合は、これに含まれる）。
 - ⑤臨時雇・日雇・・形式の如何にかかわらず、1年以上1年以内又は1か月未満の契約で雇われている者をいう。
 - ⑥内職・・・・・・・・・・・・・・家庭において賃仕事をしている者をいう。
- (2)在宅勤務・・・・・・・・・・企業等との雇用関係を持ったまま、労働日の全部又は大部分について、事業所への出勤

を免除され、自宅で勤務することを常とする場合をいう。

(3) 就業収入等

①実日数・・・収入を得るために働いた、平成18年6月中の就労日数をいう。この場合、時間の長短にかかわらず、就労した事実があれば1日の実数とした。

②就業収入・・・仕事に従事することにより平成18年6月の1か月間に得た本人の俸給、賃金等の就労収入（税金や社会保険料の差し引かれる前の金額）をいう。農業、物品販売業のように月によって、現金収入の変動の激しい場合は前年（平成17年1月～12月）1か月間における月平均収入額とした。

なお、現金収入、他からの仕送り、公的年金、預貯金引き出し等稼働によらない収入は含まない。

12 在宅サービス

(1) ショートステイ

障害者の介護を行う者の病気その他の理由により、障害者の居宅において介護を受けることができない場合に、障害者を短期間、身体障害者更生援護施設等において、必要なサービスを提供するものをいう。

(2) ホームヘルプサービス

障害者の家庭等に赴き、入浴等の介護、家事援助等日常生活を営むのに必要なサービスを公的に提供するものをいう。なお、重度の視覚障害者及び脳性マヒ者等全身性障害者の外出時の移動の介護等を行うガイドヘルパーも含まれる。

(3) デイサービス

障害者が家庭において自立した生活ができるよう、通所により、専門の施設等において創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供するものをいう。

13 福祉用具

(1) 補装具・・・身体障害者の失われた部位や障害部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具をいう。

(2) 日常生活用具・・・身体障害者の日常生活がより円滑に行われるために用いられる用具をいう。

14 制度

(1) 福祉制度・・・身体障害者福祉法により交付されたものをいう。

(2) 労災制度・・・労働災害補償保険法、国家（地方）公務員災害補償法等により交付されたものをいう。

(3) 年金制度・・・厚生年金保険法、農林漁業団体職員共済組合法等により交付されたものをいう。

(4) 医療保険制度・・・国民健康保険法、健康保険法、老人保健法及び各種共済組合等により交付されたものをいう。